◇地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（政令第三二号）（総務省）

1　製造保安責任者試験の実施等に係る手数料の額の標準を改定する等の改正を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令（政令第三三号）（厚生労働省）

1　老齢基礎年金の振替加算等の支給要件を満たさない場合に考慮する相手国期間について、社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定（以下「スウェーデン協定」という。）に係る相手国期間を考慮する場合には、昭和一七年六月以後の相手国期間とするものとすることとした。（第二二条関係）

2　スウェーデン協定に関し、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「法」という。）の規定を適用することにより支給する給付等については、公的年金被保険者等であった期間と相手国期間とを合算した期間に基づく按分率により、給付等の額を計算するものとするとともに、当該按分率の基礎となるスウェーデン協定に係る相手国期間は、昭和一七年六月以後の相手国期間とするものとすることとした。（第三四条、第三五条、第三八条、第四〇条、第七二条、第七三条第一項、第三項及び第四項、第七七条第一項及び第三項、第八四条第三項、第一〇五条、第一〇八条、第一一九条第一項及び第三項、第一二三条第一項及び第三項並びに第一二七条第三項関係）

3　法による厚生年金保険の加入の特例の対象となる社会保障協定として、スウェーデン協定を追加することとした。（第五〇条関係）

4　障害手当金の支給要件を満たさない場合に考慮する相手国期間について、スウェーデン協定に係る相手国期間を追加することとした。（第六一条関係）

5　審査請求等の手続について、相手国法令の規定により同種の請求を受理することとされている相手国実施機関等を経由して行うことができる特例の対象となる相手国法令として、スウェーデン王国の法令を追加することとした。（第九〇条関係）

6　日本側保有機関（日本国実施機関等又は社会保険審査官若しくは社会保険審査会をいう。）が、相手国側保有機関（相手国の権限のある当局又は相手国実施機関等をいう。以下この6において同じ。）からの要請に基づいて、一定の場合に限り、自らが保有する情報を相手国側保有機関に対して提供することができる特例の対象となる社会保障協定として、スウェーデン協定を追加することとした。（第九一条関係）

7　市町村長が、相手国年金の受給権者に対して、戸籍事項の無料証明を行うことができる特例の対象となる社会保障協定として、スウェーデン協定を追加することとした。（第九三条関係）

8　国民年金法施行令の規定により市町村長が行うこととされている事務のうち、スウェーデン協定の規定によりスウェーデン実施機関（スウェーデン協定に規定するスウェーデン王国の実施機関をいう。）を経由して提出された申請等に係るものについては、厚生労働大臣が行うものとすることとした。（第九六条関係）

9　この政令は、スウェーデン協定の効力発生の日から施行することとした。

政　令

公文書等の管理に関する法律施行令及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年一月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十一号

公文書等の管理に関する法律施行令及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第五条第一項及び第三項から第五項まで並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第九項の規定に基づき、この政令を制定する。

（公文書等の管理に関する法律施行令の一部改正）

第一条　公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号中「期間」の下に「（当該期間を超える期間とすることが行政文書の適切な管理に資すると行政機関の長が認める場合にあっては、当該行政機関の長の定める期間）」を加え、同条第七項中「第四項及び前項」を「第五項及び第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項ただし書を次のように改める。

ただし、当該日以外の日（ファイル作成日から二年以内の日に限る。）を起算日とすることが当該行政文書の適切な管理に資すると行政機関の長が認める場合にあっては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一　ファイル作成日から一年以内の日を起算日とする場合　行政機関の長が適当と認める日

二　ファイル作成日から一年を超え二年以内の日を起算日とする場合　行政文書管理規則で定める日

第八条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　第二項及び第四項から第六項までの規定にかかわらず、行政機関の長は、行政文書の適切な管理に資すると認める場合には、行政文書ファイルの保存期間の起算日以後に作成し、又は取得した行政文書であって当該行政文書ファイルに係る事務又は事業に附帯する事務又は事業に関するものについて、保存期間を文書作成取得日から当該行政文書ファイルの保存期間の満了する日までとし、当該行政文書ファイルにまとめることができる。

第八条第五項を同条第六項とし、同条第四項ただし書を次のように改める。

ただし、当該日以外の日（文書作成取得日から二年以内の日に限る。）を起算日とすることが当該行政文書の適切な管理に資すると行政機関の長が認める場合にあっては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一　文書作成取得日から一年以内の日を起算日とする場合　行政機関の長が適当と認める日

二　文書作成取得日から一年を超え二年以内の日を起算日とする場合　行政文書管理規則で定める日